

タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（2月27日）

本委員会は、令和8年2月27日、タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関して決定した^{注1)}^{注2)}。

注1) [「タイ中央銀行との為替スワップ取極の延長について」](#)をご参照ください。

注2) 本件は、本委員会で2月中に決定したのですが、スワップ取極の期限を延長した旨の対外公表後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。